副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会
≪第 10 回議事録≫

■日　時：令和８年 10 月１日（木）　11：00 ～ 11：53
■場　所：大阪府庁本館１階　大阪府議会　第１委員会室
■出席者：杉江友介会長、置田浩之委員、河崎大樹委員、紀田馨委員、徳村さとる委員、
（名簿順）西野弘一委員、吉村洋文委員、梅園周委員、高山美佳委員、たけち博幸委員、
東貴之委員、藤田あきら委員、横山英幸委員

（杉江会長）
それでは定刻となりましたので、第 10 回副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会を開催いたします。まず、定足数の確認ですが、協議会規約第６条第３項の会議の定足数を満たす委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していますことをご報告いたします。
また、この協議会はインターネット配信を行っておりますので、委員のご発言については挙手していただき、会長の私が指名をしてからマイクを通してご発言いただきますように、よろしくお願いをいたします。
それでは議事に入らせていただきます。本日は都区協議会と地域自治区について協議をいたします。それでは事務局に資料を用意していただいておりますので、事務局から資料の説明をお願いいたします。

（事務局：西島副首都推進局長）
本日、もともとは組織体制についてもご協議いただく予定となっておりましたが、こちらの資料の準備が間に合わず大変申し訳ございません。
そうしましたら、お手元の資料１、資料２につきまして、続けてご説明をさせていただきます。
まず、資料１「大阪府・特別区協議会(仮称)～大阪版「都区協議会」～」について説明をいたします。
１ページをご覧ください。まず、現行法での制度のご説明となります。
地方自治法第 282 条の２におきまして、まず設置目的としまして、都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を行うこととされてございまして、特別区財政調整交付金に関する条例を制定または改定する場合に、都知事は都区協議会の意見を聞くこととされてございます。
続きまして、地方自治法施行令第 210 条の 16 におきまして、委員は 16 名、任期は２年、会長は委員の互選、経費の支弁については都及び特別区で支弁すること、などとなってござ

いまして、協議が不調の場合の規定については特にございませんが、自治紛争処理委員による調停は考えられるとは思いますが、これまで活用された事例はないとのことでございます。

続きまして、２ページにまいりまして、東京都における運用状況につきましてご説明させていただきます。

開催回数は各年度２回が通例となってございます。１月下旬から２月の上旬に、都と区が翌年度の財政調整について合意をするということ。それから、７月下旬から８月上旬に当年度の算定結果について書面開催をされているということでございます。

協議内容につきましては、まず基準財政需要額の算定方式につきましては毎年度協議をされておりまして、基準財政需要額算定に当たって単価の変更とか、計算範囲の変更があった場合に、それについて協議をされているということでございます。一方、基準財政収入額の算定方式につきましては、主に税制改正が行われたときに協議をされているという状況でございます。それから、配分割合の見直しにつきましては、これまで４回行われておりますが、４回のみとなってございます。

協議の流れを下のほうで図示させていただいておりますが、１月下旬から２月上旬の都区協議会に向けまして、まずは事務方のほうで協議を重ねまして、その上で都区協議会を１月下旬から２月上旬に開催し、修正の必要があれば３月都議会において、財政調整条例の改正をしているということでございます。翌年度の７月から８月に向けて、書面で当年度の算定結果についての協議をされているということでございます。

その横は、現在のメンバーがどうなっているのかということでございまして、それぞれ東京都・特別区８名ずつ、それから東京都につきましては、知事とその補助機関の副知事、それから各担当局長ということになってございます。特別区の場合は、特別区長の中から８名が選ばれて委員としてご出席をされているということでございます。

３ページにまいりまして、「３．大阪版「都区協議会」の基本的な考え方」というところでございます。

今申し上げましたような現行の都区制度を踏まえまして、特別区の考え方がより反映される“特別区重視の仕組み“へということで、現行の都区協議会の仕組みを発展・充実させていくという考え方、これも前回と同様ですけれども、まず一つ目が、すべての特別区長が委員として参画をする、二つ目、幅広い協議事項ということで、財政調整に加えまして、前回もご議論いただきました財産・債務の処理についてもご協議をいただければと考えてございます。併せて、協議が不調になった場合の調停を行う第三者機関の設置というのも考えてございます。

４ページにまいりまして、大阪の都区協議会の仕組みというところでまず（１）委員の構成としましては先ほど申し上げましたとおり、すべての特別区の区長４名と知事ということになってございまして、会長は委員の互選による、必要に応じまして、学識経験者等にも入っていただくことができるとしております。

その下、（２）協議事項につきましては、財政調整に加えまして、財産・債務としまして大阪府が承継する財産ですとか、株式、損失補償解消時の残余財産の取扱いなどについて、ご協議をいただければと考えてございます。

（３）第三者機関でございますが、協議が不調の際に、各協議会委員の同意を得て、会長から調整委員を３名、学識者等で任命をいただきまして、合議により調停案を作成し、都区協議会に提示をしていただく、各協議会委員につきましては、その調停案への尊重義務を課すということで考えてございます。

５ページに運営のイメージを載せさせていただいております。まず、例えば財政調整交付金の場合に、特別区と大阪府の間の配分割合が適正であることについては、原則として大阪府の側が説明責任を負うと、これも前回ご説明させていただいたとおりでございます。大阪府から、財政調整制度の運用状況の報告、それから特別区から意見や協議の要請などをいただきまして、事前に特別区及び大阪府職員による議題整理・資料作成などを行った上で、実際に協議会を開催させていただき、もし配分割合を変更する場合については大阪府で条例を改正すると、そういった流れとなってございます。

その下の特別区間の交付基準の精査につきましても、同じような流れとなってございます。説明は省略させていただきます。

６のページで財政調整交付金で協議が整わなかった場合というところもイメージとして出させていただいておりまして、協議が不調となった場合に、調整委員の選任を行って、協議会委員への意見聴取を行った上で調停案を作成いただきまして、協議会に提示をいただくということでございます。それで合意となった場合には、知事による条例提案ということになりますし、再度不調の場合については、地方自治法に定める、自治紛争処理の活用等を考えていくということになるのかなと考えてございます。まず、都区協議会につきましての資料１の説明は以上でございます。

続きまして、資料２の「地域自治区・地域協議会について」をご説明申し上げます。

地域自治区につきましては、９月９日の第８回法定協議会におきまして、地方自治法上の制度はご報告をさせていただいておりますので、そこの部分については省略をさせていただきたいと思います。

次の１ページをご覧ください。地域自治区については、特別区が担う事務のうち、より生活に身近な住民サービスについては、住民の利便性を考慮して地域自治区制度を活用し、その事務所において現在の区役所と同様の窓口サービスを提供することとしておりまして、地域自治区につきましては、現在の地域コミュニティの単位である 24 区単位で設置をするということを考えてございます。

それから（２）地域自治区の設置内容のところでございますが、○○地域自治区という名称で地域自治区の事務所を設置することといたしておりまして、併せまして、地域協議会も設置をするということとしております。

次、２ページに地域自治区の事務所のイメージを書かせていただいております。

基本的には、事務としましては、現在24区役所において提供している窓口サービスを継続して実施する方向で考えてございます。

名称につきましては、○○区役所としまして、この○○につきましては、現在の行政区名が入るということでございます。ですので、下のイメージで書かせていただいておりますとおり、それぞれ特別区の中に地域自治区があって、事務所として現行と同じ、ここで載っていますが、例えば東淀川区役所ですとか、淀川区役所という形が残るということでございます。

次の３ページにまいりまして、下にその地域自治区で、事務所で実施する事務というのを主な事務として表で整理をさせていただいております。地域自治区の事務所である区役所で行う主な事務と、それから特別区の本庁で行う主な事務をそれぞれ整理させていただいておりますので、また後ほどご覧をいただければと思います。

続きまして４ページ、地域協議会でございます。現在の区政会議など地域の意見を区政に反映する仕組みが引き続き維持されるように、地域協議会を現在の24区単位で設置をするということと考えてございます。

まず、（１）地域協議会の委員の要件等でございますが、いずれも地域自治区の区域内に住所を有する方で、地域団体から推薦された委員ですとか公募委員、学識経験者等ということとしてございまして、任期としては２年、定数は10名以上50人以下の範囲内、報酬は支給しないということで、横に現行の区政会議の仕組みを書いてございますが、基本的にはそれを踏まえたものとさせていただいてございます。

それから（２）地域協議会の役割といたしましては、諮問への答申・建議により特別区長その他の特別区の機関に意見を述べることと、特別区長は条例で定める重要事項で地域自治区の区域に係るものを決定・変更する場合はあらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならないとさせていただいてございます。

５ページ、６ページは先ほど冒頭申し上げましたとおり、第８回法定協議会のときにご説明させていただきました内容でございますので、省略をさせていただきます。私の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

（杉江会長）

ご説明ありがとうございます。

それでは、まず資料１の「大阪府・特別区協議会(仮称)～大阪版「都区協議会」～」について協議をしたいと思います。ご意見やご質問がある委員の方は挙手を願います。いかがでしょうか。

資料１ですね、この協議会に関して何かご発言ございますでしょうか。たけち委員。

（たけち委員）

ご説明ありがとうございました。一点だけ確認をさせていただきたいんですけれども、こ

の協議会として不調の場合の調整委員について、どういった方を想定されているのかについて教えていただけますでしょうか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：鴨田副首都推進局担当部長）
資料の４ページをご覧ください。調停に関しましては、右下、委員構成と書いてございますが、地方行政、地方財政や法律関係の学識経験者、弁護士等を基本想定してございます。
委員構成をこういう形で有識者から選定するということに関しましては、基本的に地方自治法の自治紛争処理委員で総務大臣が指名する考え方に類似した形と考えてございます。

（たけち委員）
ありがとうございます。

（杉江会長）
ほかいかがでしょうか。藤田委員。

（藤田委員）
設置の根拠としては法定事項で地方自治法第 282 条の２になると思うんですけれども、この資料の中身自体は規則というか、そういうところに書き込まれて細かくなっていくのかなと思うんですけど、それを変更しようとした場合はどういう手続きになるんでしょうか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：鴨田副首都推進局担当部長）
資料７ページをご覧ください。地方自治法におきましては、施行令の中でこの都区協議会に関しての委員構成などが細かく規定されてございます。７ページ左側に大阪の場合の都区協議会と現行適用されております東京都との比較を書いております中で、明確に地方自治法施行令の規定を変えていただくものといたしましては、（１）委員構成があります。
これは備考欄に書いてございますが、施行令の第 210 条の 16 第３項に「都知事、都知事がその補助機関たる職員の中から指名する者７人、特別区の区長が特別区の区長の中から協議により指名する者８人」と書いてございますので、大阪では４名の全特別区長が入りますので、このあたり法改正が必要かと考えてございます。

その他、（２）協議事項とか（３）第三者機関に関しましては、右の備考欄に記載の施行令第 210 条の 16 第 10 項の「前各項に定めるもののほか、都区協議会に関し必要な事項は、都区協議会で定める」という中で読む運用とされるのか、別途法令改正という形になるのかはこれから国との調整の中で決まっていくものと考えてございます。

（杉江会長）
ほか、いかがでしょうか。河崎委員。

（河崎委員）
ご説明ありがとうございました。東京都との比較ということは、かなり資料としてもきれいに整理されている印象を持っています。前回との違いというのは、私の認識では特にないのかなという認識ですけれども、それで大丈夫ですか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：鴨田副首都推進局担当部長）
基本的には前回の制度設計そのままの形という形にしてございます。

（河崎委員）
開催頻度は東京都通例によって年２回、そこも同じようなイメージを持っているということでいいですかね。

（杉江会長）
事務局どうぞ。

（事務局：鴨田副首都推進局担当部長）
開催頻度等については特に規定がないんですけれども、資料的に申し上げますと４ページに（２）協議事項として、大阪の場合は財政調整以外に財産・債務、その他事務分担等に関しても協議ができるという形になってございますので、関係法令の改正等で事務分担等、急遽協議する必要があれば、東京よりも開催頻度が増えるという形も考えられますし、東京のように年２回程度の中で、そのあたりも含めて次年度に反映させるという運営もあると思っておりまして、そのあたり現時点で固定された考え方を決めているものではございません。

（河崎委員）

よく分かりました、ありがとうございました。

（杉江会長）
ほか、いかがでしょうか。西野委員。

（西野委員）
この都区協議会なんですけど、東京都で今までまとまらなかったケースというのは何回かあったんですか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：鴨田副首都推進局担当部長）
東京都においては、自治紛争処理にまで至ったケースはないと聞いてございます。

（杉江会長）
ほかいかがでしょうか。西野委員どうぞ。

（西野委員）
第三者機関の調整委員３名で、仮に東京都で今までないということなんですけど、今後大阪でこれを設けたときに、東京都ではない、今までなかったことが大阪で起こり得たときにこれが出てくるわけですよね。すごい多分問題が出てきたということだと思うんですけど。それがこの全然第三者の別に有権者に選ばれてもいない人たちで調整がつくのかなと思って、これ本当いるのかなと思っているんですけど。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：鴨田副首都推進局担当部長）
この裁定の仕組みでございますが、資料４ページをご覧ください。
まず、この都区協議会におきましては、（２）協議事項の中で下に書いてございますが、協議は合意により運営していくということをまず基本にしているということでございます。その中で（１）委員構成でございますが、まずは委員の中でもちろん議論いただくんですが、必要に応じ、議員、さらには学識経験者等も会議に出席できるという形にしてございますので、こういった中でまずは合意形成を図っていくということを想定してございます。その中でどうしても合意に至らない場合に、この第三者機関の設置ということを前回から制度と

して設計している形となってございます。

この第三者機関につきまして、実際出てくる方々が公選の方々でない中でどうかというご指摘だと思いますが、先ほどたけち委員のご質問にもお答えさせていただきましたが、地方自治法に定める自治紛争処理委員会におきましても、有識者等を総務大臣が決定するという形で紛争処理が行われているという経緯がございまして、大阪の機関に関しても基本的にはそれに沿った形で制度設計をしてございまして、何とかこの形で合意形成をしていただくということを仕組みとして入れたいというのが、まず考え方でございます。

また、補足的になりますが、平成 25 年（2013 年）の第 30 次地方制度調査会におきまして、この都区協議会に関する答申が行われております。この中で、仮に都区協議会での協議が整わない事項が生じた場合には、現行の自治紛争処理委員会による調停に加えて、何らか新しい再建の仕組みを設けることの必要性について、引き続き検討を進める必要があると答申をされてございまして、現行法令ではその具体化は図られておりませんが、大阪において何らか協議が整わない場合のいわばそれを先取りする仕組みとして、この第三者機関を設置するというような制度設計を考えてございます。

（杉江会長）

事務局どうぞ。

（事務局：鍋島副首都推進局担当課長）

追加で４ページに記載しているんですけれども、調整委員の選任に当たりましては、会長が委員の同意を得て選任するという仕組みにしております。こちらの経過たどりまして、調整委員が出される調停案というのについては協議会委員全員に対しての提案になりますので、当然自分たちで選びました委員の提案ということで、協議会委員はそちらの内容を尊重するという義務が課されると考えております。

（西野委員）

要は先取ってやっているということですね。分かりました。

（杉江会長）

ほか、いかがでしょうか。横山委員。

（横山委員）

基本的なことになってしまうんですが、会長は地方自治法上、委員の互選ということなんですけど、東京もこれ互選でやっているのか、どなたかが通例でなっているのかお分かりですか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：鴨田副首都推進局担当部長）
地方自治法の改正は、1998 年（平成 10 年）に地方自治法が改正されてから会長が互選となってございます。1964 年（昭和 39 年）の地方自治法の改正でこの協議会制度が設定されてからそれまでは、会長は知事、事務局は都が担うというような、もともと規定になってございました。
この 1998 年（平成 10 年）の地方自治法改正で会長を互選という形に規定はなされておりますが、実際には制度が創設されて以降、会長も事務局も東京都が担い続けているというような状況でございます。

（横山委員）
バランス的にはそれがいいのかなという感覚ですけども、やっぱりどうなんでしょうね。
知事が担って事務局を広域が担うと、説明責任も知事および事務局で担っていくと、財源配分等変更になる場合は自然なのかなというイメージではありますけどね。
加えまして、いわゆる招集権限というか、どなたかが例えば一つの特別区長が発議したら招集されるのか、ないしは通例で年２回となっているんですが、その定例会のようにするのか、それは何かこう規定があるのか、もしくは規定を作ることができるのかであれば、どういう。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：鴨田副首都推進局担当部長）
東京都の運営規定、少し調べるお時間いただきまして、後ほど回答させていただきます。

（杉江会長）
ほか何か、ございますでしょうか。
そうしたら、今の部分は後でご確認いただくとして、大まかには今事務局から提案いただいているこの資料のとおりで、この都区協議会については進めていくということで、皆さんよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

（杉江会長）

そうしたらそのようにさせていただきます。

それでは続きまして、資料２の「地域自治区・地域協議会について」協議をしたいと思います。こちらにつきまして、ご意見やご質問のある委員の方は挙手をお願いいたします、いかがでしょうか。藤田委員、お願いします。

（藤田委員）

事務局にお尋ねさせていただきます。

４ページのところですね、現行の区政会議をベースにされているかなと思うんですけれども、現行の区政会議では、右の端の構成のところの欄外ですけれども、その区内に勤務する方とか、その区内に事業所をお持ちの方も一応対象にしていたかなと記憶しておるんですが、今回は地域自治区の区域内に住所を有する者に限るとなっているんですけど、この考え方についてご説明をお願いします。

（杉江会長）

事務局お願いします。

（事務局：長村副首都推進局担当部長）

基本的には地域協議会は法令上の制度がございますので、基本的にはそこに則った形で考えてございます。もちろん区政会議という今の現行の仕組みがありますから、そこで踏襲できる部分は踏襲してということでございます。詳細をもう一度確認はしますけれども、基本的には法令なり、その解釈のルールの中で考えてございます。

（杉江会長）

藤田委員。

（藤田委員）

今の区政会議のルールに合わせに行こうと思ったら、法改正が必要になってくるという認識でいいですか。

（杉江会長）

事務局お願いします。

（事務局：山野副首都推進局理事）

地方自治法の第 202 条の５第３項におきまして、地域協議会の構成員についての定めがあるんですけれども、そのまま読み上げますと、市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が地域自治区の区域内に住所を

有する者の、多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならないとございますので、基本はそういったことで住所に限らせていただいたところです。

（藤田委員）
わかりました、ありがとうございます。

（杉江会長）
西野委員。

（西野委員）
国籍は関係ないですか。
そのままの法律を読むと国籍は関係ないということでいいですか。

（杉江会長）
山野理事。

（事務局：山野副首都推進局理事）
特に国籍についての定めはございませんので、そこはまた区政会議等の運用も含めて検討させていただきたいと思います。

（杉江会長）
ほか、いかがでしょうか。東委員。

（東委員）
ありがとうございます。地域自治区と地域協議会との関係といいますか、地域協議会自体は、地方自治法に基づいて地域自治区単位で設置されると、これは間違いないと思うんですが、まず今の行政区長の立場に当たる地域自治区の責任者が、やはりその地域協議会のメンバーを最終的に区長に推薦をするような形で、区長がそれを地方自治法に基づいて承認するような手続きになるかと思うんですけれども、その地域自治区の長みたいなのはどういうイメージを持たれているのか。おそらく今の大阪市と同じように、行政区長を人事配置するような形で、特別区長がそれぞれの地域自治区の長を人事配置すると。そこには仮にですけど、例えば民間から公募できることも可能なのかどうか、まずそこを教えていただきたいのと、あと、この地域協議会に対して、重要事項で地域自治区の区域に係るものの決定・変更の場合は意見聴取しますよということと、その反対で地域協議会の意見を勘案して、必要があると認めるときは適切な措置を講じるというのが首長に課されている、こういう関係だと思うんですが、それと今後、特別区に設置される議会と地域協議会、これがどういう権

能の分担になるのかを教えていただけたらと思います。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：長村副首都推進局担当部長）
まず最初にお尋ねの地域自治区、東委員のおっしゃるところで言うと、地域自治区事務所の長ということかなと思います。これは法令上は補助機関たる職員を置くということになっていますので、いわゆる行政の職員を配置する、現状で言うと行政区の区長も行政職員として置かれていますので、区長という形かどうかはともかくとして、職員を配置するということになります。公募ができるかどうかというのは、現状の仕組みでも公募区長というものはもちろん存在してございますので、できないルールはないかなと思いますが、それはその後どのように採用、配置をするかということによってくるかなと思います。
もう一点お尋ねの協議会の意見と、議会との関係ということに関しましては、法令を読む限りで、今でいう特別区議会と地域協議会が直接的にリンクするかっていうところまで私が読み解けてはいないんですけれども、地域協議会では、首長が意見を聴く、それに対して、諮問に対する答申というような形で応じる。必要に応じて意見について、必要と認められる場合は対応しなければならないということで、もちろん必要じゃないと思う場合も説明責任は負いますけれども、それを踏まえた上でどういうような施策とか事業に反映していくかということ、当然その予算とかそういったことも影響してきますから、そこだけでもって、地域協議会は意思決定の機関ではございませんので、当然それに伴う予算の措置ですとか、条例の改正ですとか、そういったことが伴ってきますと、当然議会のチェックというか、当然長としてはそういうところへの提出なり議決というものをいただく、そういったことの流れになるかなと考えてございます。

（杉江会長）
東委員。

（東委員）
ありがとうございます。今のご説明でわかったのは、いわゆる諮問した場合というのは、やっぱり諮問機関ではないにしても、地域協議会の果たす役割というのは、かなり大きいのかなと感じます。
一方で予算を伴うようなということは、これはもう議会の権能になってきますから、ここでやっぱり地域自治区単位で、議会もそういう課題についてきちっとリンクして把握できるような、こういう考え方も必要なのかなと感じたところです。ありがとうございます。

（杉江会長）
紀田委員。

（紀田委員）
地域自治区は極めて大事だと思っています。24 区がそのまま維持されるんだということを、今後も打ち出していく必要があると私は感じているんです。企画部門や内部事務は特別区の本庁に集約ってあるんですけども、住民の方から見た場合、今の区役所で提供されているサービスっていうのは、全て地域自治区となった後も提供されるという理解で大丈夫ですか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：長村副首都推進局担当部長）
紀田委員おっしゃるように、まず今の 24 行政区のコミュニティを尊重してというところで、24 区単位で地域自治区を置いていく。それから、今現在、区役所で提供されている窓口サービスを中心とした、住民に身近なサービスを提供できるような仕組みを作っていくというところで、地方自治法で定める地域自治区の制度を採用して、今回、事務局案としてご提案させていただいているようなところでございます。

（杉江会長）
紀田委員。

（紀田委員）
地域自治区が設置されている基礎自治体は日本全国にあちこちあるんですけども、当該地域自治区の名称を住所表示に入れ込んでいるような例というのはあるんでしょうか。例えば上越市とか。

（杉江会長）
事務局。

（事務局：長村副首都推進局担当部長）
地域自治区の名称と、住所の中に地域自治区の名称と同じ書き方で入れているものと、今紀田委員のおっしゃられたのは、結果的に言うと合併特例区でもともとあったものが、引き続きその市の中に組み込まれて、そこの住居表示をされているというような、上越市の柿崎区とかそういうことかと思うんですけれども、調べた限りではその合併特例区を編成して

現在に至っているというところで、そこの住居表示はそのまま引き続き継承されているということで確認ができてございまして、今ご提案させていただいている地域自治区制度というのは、合併特例に基づくものではなくて、いわゆる地方自治法の制度の中で存在している地域自治区制度でございますので、ちょっと経過が違うものかなと考えてございます。

（杉江会長）
紀田委員。

（紀田委員）
私としては、今回の大阪における副首都にふさわしい特別区の設置に当たっても、地域自治区の名称というのを住所として直接採用する方が望ましいのではないかなと思います。これが法令改正を必要とするものでしたら、国に対してぜひ協議していただきたいなと思います。
やっぱり今、行政区という形ですけど、城東区、西区、都島区、24 区ある区が果たしている役割というのを今後も引き続き地域自治区が担っていく、いろいろな役割があると思うんです。区長さんも事務所長という名前に変わるんですかね。名前はできれば今後も区長がいいと思いますけども、今、行政区が果たしている役割というのを、今後も地域自治区が果たし続けるという状態を制度として提案すべきじゃないかなと私は思います。以上です。

（杉江会長）
ありがとうございます。制度としてそこは担保されているという先ほどのご説明かと思いますので、住所についてはまた住所のところでご議論させていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。ほか何かご意見、ご質問等。東委員。

（東委員）
地域自治区の事務所で実施する事務についてなんですけれども、これは考え方として、企画部門や内部事務は特別区本庁に集約しようということで、窓口サービスは現在の地域自治区単位、いわゆる区役所で進めていこうということなんですけれども、今後議論される、必要人員数にも大きく関係してくると思うんですけれども、ここで先ほど、地域協議会が選任されて、いわゆるここでいう本庁へ集約された企画・事務的なものを、例えば、これもっと今の区役所に要るよ、現場に要るよ、という意見が出てきたときに、議会もそれを認めて、その執行体制を変えていくということになれば、これは先ほどの都区協議会で議論して、事務移管と。こういう形のイメージでいいんでしょうか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：山野副首都推進局理事）
まず一旦特別区ができた後で、もしそういう形で役割分担を変えよう、本庁とそれから地域自治区の役割分担を変えようということであれば、それはもう特別区長の裁量によって人員配置というのは決められるものと考えます。

（杉江会長）
東委員。

（東委員）
特別区長の裁量ではあるにせよ、大まかなまず今後議論される必要人員数については、相当やっぱり必要かなと。地域協議会を置いて、そこに今の行政区長に代わる責任者を置いて、より細かく地方自治を進めていくという観点に立つと、このあたりの事務分担を執行できる体制は非常に大事だと思いましたので、またよろしくお願いいたします。

（杉江会長）
ほか、いかがでしょうか。置田委員。

（置田委員）
今のお話の関連で、地域自治区に担わせられる事務の範囲というところについて、５ページの資料にも書いてある地方自治法第 202 条の４第１項のところには、市町村長の権限に属する事務全般を分掌させるということになっていまして、今のこの法定協議会での議論においては、今の 24 行政区が担っているような窓口サービスという範囲にとどまると思うんですが、法令上の文言を読む限りではそれを超えた形で、東委員からもお話があったような、さらに地域自治区の方に権限を、特別区の権限を下ろしていくということも、制度上、法令上できるような規定になっていると思うんです。
政令市の中ではやっぱり都市内分権というか、住民自治をどう拡充するかっていうところはずっとテーマとしてあったんですけど、今回誕生する特別区も大きいところで 80 万人規模の人口の基礎自治体ですので、その中での都市内分権っていうのをさらに拡充させていくっていう考え方も成り立ちうるのかなと思っていて、それは新たにできる特別区の区長の考え方次第なところもあろうかとは思うんですけども、今のこれを見る限りでは、さらに地域自治区の方に権限を下ろしていくということもできるという理解でいいのかどうかっていう、そこだけ確認させていただきたいと思います。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：長村副首都推進局担当部長）
法令上は地域自治区に担わせることができる事務というのは、首長の所掌している事務全般というところで、それを区域で区切って分掌するというような形になってございますので、委員のお尋ねの制限という意味では、そこはございません。
ただ、別途、例えば特定の事務を担う行政機関が担う事務について、それを地域自治区に担わせるというようなことは、これは違反ということではないんですけれども、違うことになってくるかなと思いますが、制限ということではございません。

（杉江会長）
ほか、いかがでしょうか。東委員。

（東委員）
地域協議会の人数なんですけれども、定数について今 10 人から 50 人以下の範囲ということで、ここはある程度この法定協議会で裁量をもって決められるという認識でよろしいですか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：長村副首都推進局担当部長）
これは今の区政会議のルールに則ってご提案させていただいているものですので、委員の皆様のご協議の中で決まっていくものかなと考えてございます。

（杉江会長）
東委員。

（東委員）
それであれば区政会議も各区これからもヒアリングしますけれども、50 人については上限値としても本当に 50 人必要なのかなと、これの半分ぐらいでいいんじゃないかなという。今の実情に鑑みても。ですので、ここの数字についてはもう少し、10 人から例えば 25 人とかいう見直しも考えたらなと思います。

（杉江会長）
ありがとうございます、ご意見。藤田委員お願いします。

（藤田委員）
今のに関連してなんですけれども、私港区でして、港区は最初に区政会議が立ち上がったときに 50 人フルフルでメンバーを選任したところ、かなり会議が長時間にわたったりですとか、委員の方お一人当たりの発言の時間が非常に短くなったりとかして、主観ですけどあんまりうまく回ってないなという実感が確かにありました。
今はもう 24 人に委員を減らしまして、ワークショップ形式なんかも取り入れて、非常に闊達に意見出ているなと、すごくいい会議になっているなと実感しますので、50 人の上限を減らしていくと、意見が入らないんじゃないかっていうご不安も多分一般の方から上がってくるだろうなとは思いましたので、一応現状報告というか、意見だけ言わせてもらおうかなと思いました。人数を減らした方が自由闊達に意見が取り入れられているっていう面も確かにあるのかなというこれは港区の現状ですけども、他の区のヒアリングしてまた違うかもしれませんけど、一応現状だけお伝えをしておきます。以上です。

（杉江会長）
ありがとうございます。これ実際、今、区政会議の大体各区の人数といいますか、その辺は分かるんでしょうか。事務局お願いします。

（事務局：長村副首都推進局担当部長）
24 区でかなり様々なんですけれども、現在の時点で一番多いのは、此花区の 34 人というのが一番多うございまして、逆に一番少ないのは北区の 13 人、そういったような状況でございます。

（杉江会長）
平均するとどんなもんですか。

（事務局：長村副首都推進局担当部長）
平均すると 23 人、24 人というところです。

（杉江会長）
50 人で会議するっていうのはなかなか議論というか意見も、これ今後答申とか建議をまとめていくっていうこともありますんで、実際会議やっている中で 50 人の会議ってなるとなかなか難しいかなと思うんで、おっしゃっているとおり意見しっかり述べながらまとめていく、一方でしっかり多様な意見を組み入れていくというところで、先ほどおっしゃった実態とも合わせて 25 人ぐらいが適当なのかなと思いますけども、皆さんいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（杉江会長）
そうしたら、この地域協議会の委員の定数に関しては、事務局案は 50 人以下となっていますけれども、10 人以上 25 人以下の範囲内ということにさせていただきたいと思います。
そして、それ以外のところにつきましては、今、事務局から提案がありました資料のとおりとすることでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

（杉江会長）
それではそのようにさせていただきます。その他何か。事務局お願いします。

（事務局：鴨田副首都推進局担当部長）
先ほど市長からご質問ございました都区協議会、東京都の運営規定でございます。
まず会長の選任につきましては、地方自治法施行令にも記載されております互選ということが東京都の都区協議会運営規定にも互選として記載がされてございます。あと、会長の任期は２年とされております。会議の招集に関しましては、会長が必要と認めるときに招集するということと、委員の半数以上から招集請求がある場合は招集しなければならないという規定になっております。
会長の役割としましては、会議を主催するということと、委員以外の者の出席を求めるときに会長が決められるということと、会議録を作るということと、都区協議会自体の予算の編成をするということが所掌事務となってございます。以上です。

（杉江会長）
ありがとうございます。何かその他、ご意見などございますでしょうか。私の方から２点よろしいですか。
一つは、先日決めていただきました特別区の議員についてなんですけども、定数は先日 70 人ということでお決めいただきました。そしてまた、その特別区の議員の報酬についてなんですけども、これについて前回の協定書と同様で、減額後の現行報酬をベースにということで進めさせていただいてよろしいかだけ、確認させていただけたらと思うんですけども、委員の皆様から何か大丈夫でしょうか。前回同様ということで、減額後の現行報酬をベースということで報酬に関しては行かせていただきたいと思います。

（「はい」の声あり）

（杉江会長）

そうしたらそういうことで進めさせていただきます。

あともう一点、株式の承継についてなんですけども、これに関して事務局から資料をいただいてよろしいでしょうか。

この株式の承継のところなんですけども、今お配りしたのが第９回の法定協議会の財産・債務の資料の抜粋になります。これで株式のところなんですけれども、大阪メトロ株、いわゆる大阪市高速電気軌道株式会社株式、ここの部分については、法定協議会の中で引き続き議論をしようかというお話になったかと思っております。ただ、それ以外の関電株など、この部分に関しては、取扱いはある程度決めていけたらなと思っておりまして、ここに記載のあります特別区数による均等割という形で整理をさせていただけたらなと思っておるんですけれども、委員の皆様いかがでしょうか。

大阪メトロの部分は除いてということですね、そこは引き続き協議ということでさせていただきたいんですけども、それ以外の部分に関してはこの特別区数による均等割ということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（杉江会長）

そうしたら、そういう形で進めさせていただきます。

本日の協議事項については以上になります。次回は組織体制について協議をしたいと思いますので、事務局で資料の作成をお願いいたします。

（事務局：西島副首都推進局長）

はい、承知しました。

（杉江会長）

それでは次回は 10 月 20 日の火曜日に開催することとし、開始時刻や会議場所については事務局で調整を願います。

この際、ほかに何かご発言等ございますでしょうか。たけち委員。

（たけち委員）

今、次回の組織体制についてということでお話があったんですけれども、ぜひとも事務局の皆様方については、各局、今の大阪市で現行いろいろな行政サービスを担っておられるというところもあって、本当に実現可能な形に体制をしっかり協議いただくように、しっかりヒアリング等も踏まえて、ちゃんと調整をいただきますようによろしくお願いいたします。意見です。

（杉江会長）

ありがとうございます。ほかに何かご発言ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは本日の議事は以上でございます。これで本日の協議会を終了いたします、どうもお疲れ様でした。